

プラスチック一括回収モデル地区実証実験について

令和7年4月からのプラスチック一括回収実施に向けて、以下のとおりモデル地区を設けて実証実験を行います。

1 プラスチック一括回収について

プラスチック資源循環促進法(プラ新法)が令和4年4月に施行し、市町村の役割として、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化など資源循環の促進を担うこととされています。

現在当市では、レジ袋やお菓子の袋など、軟らかいフィルム状のプラスチックについては「燃やすごみ」としておりますが、このたびの新法施行に伴い、これらの「軟質プラ」についても、今後は「その他のプラスチック」として収集し、資源化・リサイクルしていくこととなります。

タイミングとしましては、湖周行政事務組合管内3市町で足並みを揃え、令和7年度から本格実施することとしました。

2 実証実験の目的

収集したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化・リサイクルを、容器包装リサイクル法の指定法人に委託することを想定しており、その前年となる今年、来年度の申し込みに向けてプラスチックの品質調査や排出量の把握をした上での申請が必要であるので、モデル地区における実証実験(調査)を行い、本格実施に向けた準備をします。

3 モデル地区

湯小路区(5ステーション)

4 実施日

6月13・27日、7月11・25日(第2・4木曜日 資源物収集日)

5 実施方法

区民は軟質プラも「その他のプラスチック」(オレンジ色の網カゴ)と一緒に入れる
→収集業者がモデル地区分をわかるように収集・保管→職員立会い排出量及び品質調査

諏訪市は令和4年3月26日に

ゼロカーボンシティ宣言

をしました

〒392-8511 長野県諏訪市高島1-22-30
諏訪市 市民環境部
環境課 環境衛生係 (担当) 細川
電話 0266-52-4141 (内線211)
FAX 0266-57-0660 (代表)
メール kankyou@city.suwa.lg.jp